

# 介護ローン

平成28年4月1日現在

商品名	介護ローン
ご利用いただける方	(一社)しんきん保証基金 〔福祉プラン〕 ・満20歳以上で、安定継続した収入のある方 ・介護を要する方がいる親族の方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の会員になれる方 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	・浴室や階段へ手すりを設置する等バリアフリー化に関する費用 ・介護用品・機器購入等介護に関する費用全般、老人ホームの入居一時金 ・(一社)しんきん保証基金保証付き福祉プランの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ・ただし、申込人ご本人のための資金、お支払先が申込人ご本人やご家族が経営する法人および自営業である場合、または、お支払い済みの資金は対象外となります。 (お振込受領書の写しをご提出いただきます。)
ご融資限度額	・1万円以上500万円以内(1万円単位) ・ただし、お申込金額と(社)しんきん保証基金の保証付きローンご利用額(他行含む)の残高合計(住宅ローン、保険ローンを除く)で2,000万円以内とします。
ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
ご融資利率	・「変動金利型」と「固定金利型」いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。 ・変動金利の場合、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は4月と10月の年2回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。
ご返済方法	・毎月元金均等返済、または元利均等割賦返済 (元金の50%までは6ヵ月毎のボーナス返済の併用も可能です) ・初回のご返済日まで最長6ヶ月間元金のお支払いを据え置くことが出来ます。
担保	・原則、担保は必要ありません。
保証人	・(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
手数料	・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。
保証料	・(一社)しんきん保証基金の定める保証料率をご融資利率に別途上乘せとなります。 ・保証料率:年0.25% (例)融資金額100万円、融資期間5年の場合:保証料額は約6,500円となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時~17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・融資金は原則として、全額購入先への振込が条件となります。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。